

# つるおかの建築物における 木材の利用の促進に関する基本方針



羽黒庁舎市民ホール

朝日中学校体育館



令和5年3月

鶴岡市

## 目 次

第1 趣旨	1
第2 建築物における鶴岡産木材の利用の促進の意義と効果及び基本的方向	2
1 建築物における鶴岡産木材の利用の促進の意義と効果	2
2 建築物における鶴岡産木材の利用の促進の基本的方向	3
第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項	6
1 建築物木材利用促進協定制度の活用	6
2 公共建築物等における木材利用の促進	7
3 住宅における木材利用の促進	10
第4 市が整備する公共建築物における木材利用の目標	11
第5 建築物における鶴岡産木材の適切な供給の確保に関する基本的事項	11
第6 その他鶴岡産木材の利用の促進に関し必要な事項	12
1 公共建築物の整備計画の策定に当たって考慮すべき事項	12
2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項	12
3 木材の利用の促進に関する推進体制	12

## 第1 趣旨

はじめに、国では「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」（以下「法」という。）が施行（令和 3 年 10 月 1 日）され、法第 10 条第 1 項の規定により、建築物における木材利用の促進が公共建築物から民間建築物に拡大され、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定）が策定された。この改正された法第 12 条第 1 項の規定に基づき、国の基本方針並びに山形県が定めた「やまがたの建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和 4 年 3 月 24 日改正）に即して、市が整備する公共建築物及び市区域内の民間建築物における鶴岡産木材<sup>※1</sup>を主とする木材の利用の促進、木造化<sup>※2</sup>、内装等の木質化<sup>※3</sup>等に必要な基本的事項等について、市の方針を定めるものである。

※1 鶴岡産木材とは、主に鶴岡市内の森林から生産された木材のこと。

※2 木造化とは、建築物における構造上重要な部分である柱、梁、桁等を木材主体で建築すること。

※3 内装等の木質化とは、建築物における構造上重要な部分以外の天井、床、壁等の室内に面する部分等に木材を使用すること。

朝日中学校建設 状況



## 第2 建築物における鶴岡産木材の利用の促進の意義と効果及び基本的方向

### 1 建築物における鶴岡産木材の利用の促進の意義と効果

鶴岡産木材の利用を促進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域経済の活性化や雇用の創出につながるものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、木材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現や国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）のゴールの多くに関連し、特に「13 気候変動に具体的な対策を」「15 陸の豊かさを守ろう」に貢献するものである。

加えて木材は、調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果があるなど、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成に貢献する建設資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面、構造・防火関係の法規制の課題から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。

こうした中、国では平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定され、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。

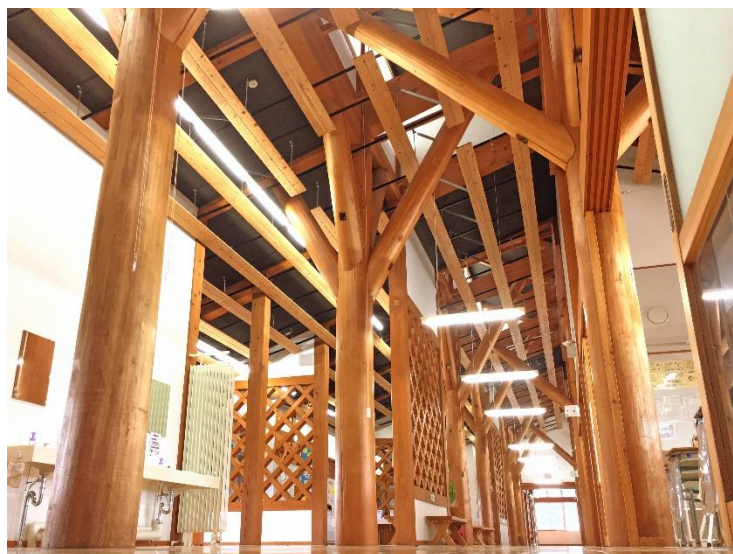
また、近年は強度等に優れた建築用木材であるCLT（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに建築

基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化や「あらわし<sup>※4</sup>」での木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木材建築物等が建築されるようになってきている。

このようなことから、市は公共建築物のみならず、民間建築物における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

※4 あらわしとは、柱や梁などの構造材が見える状態のまま仕上げる手法。天井を張らずに梁を見せるなど。

朝日中学校轍スペース



## 2 建築物における鶴岡産木材の利用の促進の基本的方向

### (1) 市の役割

市は、鶴岡産木材の利用促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められていることから、法第 12 条に規定する「市町村の区域内の

建築物における木材の利用の促進に関する方針」(以下「市町村方針」という。)を策定するとともに、県と連携しながら鶴岡産木材の調達に係る情報提供を行うなど鶴岡産木材の利用に取り組みやすい体制整備を進めるものとする。

## (2) 関係者の役割分担

建築物を整備する工務店や大工等の事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、建築物における鶴岡産木材の利用の促進及び建築物の整備の用に供する鶴岡産木材の適切な供給の確保に努めるものとする。

- ① 建築物を整備する事業者は、木材の利用の意義等について理解を深め、その整備する建築物において新たな木質部材を含む鶴岡産木材の積極的な利用に努めるものとする。
- ② 林業従事者、木材製造業者及び建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあっては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともにニーズに対応した木材供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、鶴岡産木材の具体的な利用方法の提案に努めるものとする。

## (3) 鶴岡産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物における木材の利用促進にあたっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保する等、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、法第6条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるよう木材の安定供給に努めるとともに、森林法(昭和26年法律第249

号)に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物を整備する者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するように努めるものとする。



森林・作業道 状況



伐採・集材 状況

### 第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

#### 1 建築物木材利用促進協定制度の活用

##### (1) 建築物木材利用促進協定制度の周知

市は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

##### (2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、この方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

##### (3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合<sup>※5</sup>には、協定の内容等を公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度の情報提供を行うものとする。

#### 【建築物木材利用促進協定】

- ① 協定締結者
- ② 建築物木材利用促進構想の内容
- ③ 構想の達成に向けた取組の内容
- ④ 国又は地方公共団体の取組
- ⑤ 協定の対象区域
- ⑥ 協定の有効期間

※5 協定締結のメリット

<建築主となる事業者>

公表されることやメディアに取り上げられること等により、当該事業者の社会的認知度が向上するだけでなく、環境意識の高い事業者として、社会的評価も向上する。

木材利用による炭素固定など環境保全への貢献は、ESG 投資（環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行う投資。）など新たな資金獲得につながる可能性がある。

国や地方公共団体による、財政的な支援を受けられる可能性が高まる。

出典元：林野庁 HP



<林業・木材産業事業者>

信頼関係に基づくサプライチェーンが構築できる可能性がある。

事業の見通しができるようになり経営の安定化が図られる。

林業・木材産業が環境保全に資するという国民理解の醸成が進む。

<建設事業者>

信頼関係の構築による安定的な需要の確保が期待できる。

サプライチェーンの構築による安定的な木材調達ができる。

公表されることやメディアに取り上げられること等により、技術力のPRができ社会的認知度も向上する。



出典元：林野庁 HP

## 2 公共建築物等における木材利用の促進

### (1) 公共建築物における木材の利用の促進の意義

公共建築物の木造化や木質化を積極的に推進することにより、多くの市民が木と触れ合い、木の良さを実感する機会を創出し、また、木材の特性やその利用の促進を図る意義についての理解を効果的に深めることができる。

このようなことから、公共建築物における木材の利用を積極的に進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の建築物における木材の利用の促進、建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料、木質バイオマスエネルギーとしての木材の利用拡大といった波及効果も期待できる。

## (2) 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物とする。

### ① 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設等）、病院、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、コミュニティセンター、市営住宅、庁舎等

### ② 市以外の者が整備する ① に準ずる建築物

市は可能な限り木材が使用されるよう働きかけるものとする。



朝日中学校

羽黒庁舎



### (3) 公共建築物における鶴岡産木材の利用の促進のための施策の具体的方向

#### ① 鶴岡産木材の利用の推進

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せて促進を図るものとする。

#### ② 多様な木材の利用の促進

公共建築物において機能上支障のないものは、木材を原材料とした物の利用を促進するほか、木質バイオマスを燃料とする設備等の導入も併せて促進を図るものとする。

#### ③ 木材の分離発注方式の推進

公共建築物建設にあたっては、木工分離発注方式<sup>※6</sup>を継続して推進する。

※6 木工分離発注方式とは、木造公共施設を整備する際に木材調達と建設工事を分離して発注する方式。



製材加工 状況



木材ストック 状況

#### (4) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、平成 22 年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、(2) の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館等の文化財を収蔵もしくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、木造化を促進する対象としないものとする。

### 3 住宅における木材利用の促進

市は鶴岡産木材を利用した住宅の建築等を促進するため、県や地域の住宅建設・木材生産等の関係者と連携し、住宅を建築する者に対して鶴岡産木材を活用した、市内の設計者・施工者による住宅づくりに関する情報発信や建築の担い手の育成等に努めるものとする。

#### **第4 市が整備する公共建築物における木材利用の目標**

市が整備する公共建築物のうち、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、第3の2（4）で市が整備する公共の用又は公用に供する建築物について、積極的に木造化を図るものとする。

また、高層・低層にかかわらず、外観上又は機能性の観点から適当と認められる部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

なお、公共建築物において利用する木材は、鶴岡産木材を主として使用に努めるものとする。

加えて、設備等を設置または更新する場合は、積極的に木質バイオマスを燃料とする器機等の導入及び鶴岡産木材を原料とした燃料の調達に努めるものとする。

#### **第5 建築物における鶴岡産木材の適切な供給の確保に関する基本的事項**

建築物における鶴岡産木材の適切な供給の確保を図るため、市や関係者（森林所有者、森林組合、林業従業者、木材製造業者等）が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上に努め、鶴岡産木材の安定供給体制の整備等に取り組むものとする。

市は「鶴岡市総合計画」に基づいた取組み、木材の供給に携わる関係者の取組みを促進するため、必要な施策の推進を図るものとする。

## **第6 その他鶴岡産木材の利用の促進に関し必要な事項**

### **1 公共建築物の整備計画の策定に当たって考慮すべき事項**

市は、公共建築物を企画・立案する段階において、鶴岡産木材使用事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報等を総合的に勘案しながら、木造化及び木質化を図るための具体的な計画について十分検討を行い、公共建築物への木材利用を積極的に推進するものとする。

### **2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項**

公共建築物の整備においては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達によって、建設コストの低減が図られる場合がある。

このため、公共建築物の整備に当たっては、様々な観点から建設コストを検討するとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストの低減なども含めた総合的なコストに考慮し、鶴岡産木材の利用に努めるものとする。

### **3 木材の利用の促進に関する推進体制**

建築物における鶴岡産木材の利用の促進を効果的に図るため、また公共建築物の木造化等の推進を図るため、建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者が一体となり、木造化・木質化の推進に必要な情報の収集・提供を行うとともに、必要に応じて会議を開催し協議を行い取り組みの強化に努めるものとする。

#### 附 則

この基本方針は、平成24年3月26日より施行する。

この基本方針は、令和5年3月31日より施行する。